

【行政情報】

● マンション管理の適正化、管理計画認定に関する事務ガイドラインを策定：国交省

国土交通省は 11 月 30 日、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 2 に基づく助言・指導及び勧告に関するガイドライン」の策定を公表した。

改正されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律により、都道府県等が法的な根拠をもってマンションの管理の適正化を図ることに能動的に取り組めるよう、助言・指導及び勧告を行うことができるようになった。今般策定されたガイドラインは、マンション管理の適正化の実効性を図るため、「管理組合への助言・指導及び勧告の実施方法、留意事項」「助言・指導及び勧告の具体的な措置内容」を取りまとめたもの。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● マンション管理の適正化、助言・指導・勧告に関するガイドラインを策定：国交省

国土交通省は 11 月 30 日、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 3 に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン」の策定を公表した。

改正されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律により、管理組合の管理者等は、マンションの管理計画を作成し、市区の区域内は市区、町村の区域内は都道府県（以下「都道府県等」）の長の認定を申請することができる「マンション管理計画認定制度」が創設されました。今般策定されたガイドラインは、管理計画の認定に関する事務の円滑化を図るため、「認定基準に基づく管理計画の確認方法」「確認に必要な書類及び留意事項」「認定に関する事前確認サービス」等に関して幅広くとりまとめたもの。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● マンションにおける子どもの安全設備・子育て世帯の交流設備設置への支援事業を創設：国交省

国土交通省は 11 月 26 日、共同住宅における子どもの安全確保や親同士の交流機会の創出を支援する事業を創設することを発表した。

支援の対象となるのは、①転落防止の手すり等の設置や防犯性の高い玄関ドア等の設置など、住宅内での事故防止や不審者の侵入防止などを目的とした子どもの安全確保に資する設備の設置、および ②多目的室（キッズルーム・集会室）やプレイロット（遊具・水遊び場・砂場）など、居住者間や地域との交流の機会を促す施設の設置。

子どもを産み育てやすい社会の実現が課題となるなか、共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象に、事故や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取り組みや、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取り組みを支援することで、子どもと親の双方にとって健やかな子育て環境の整備を進める狙い。

募集の開始は 2022 年 1 月中を予定しており、同省ホームページ等で公表される。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● こどもみらい住宅支援事業を創設：国交省

国土交通省は11月26日、「こどもみらい住宅支援事業」を創設することを発表した。

支援事業は、一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合、所定の補助金額を交付するもの。新築は、子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とし、最大100万円の補助金を交付。リフォームは、全ての世帯を対象とし、最大30万円の補助金を交付（子育て世帯・若者夫婦世帯の場合等に上限引上げの特例あり）。

なお、補助金は、住宅を整備・分譲する事業者の申請に基づき、住宅の取得・リフォームを行う世帯に補助金全額分が還元されることを条件に、当該事業者に対して交付される。2021年11月26日から2022年10月31日までに契約の締結等を行い、住宅を整備・分譲する事業者が所定の手続により事務局（今後国が選定）の登録を受け、その後に着工したものが対象。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 地価上昇地区数が35地区から40地区に増加、2021年第3四半期地価LOOK：国交省

国土交通省は11月19日、「2021年第3四半期の地価LOOKレポート」の結果を公表した。

主要都市の高度利用地等(全国100地区)における7月1日～10月1日の変動率区分は93地区で不変、6地区で上方に移行、1地区で下方に移行した。

住宅地では、横ばいから上昇に転じた地区が2地区あった（下落地区は前期に引き続き0地区）。住宅地では、マンションの販売状況が堅調で上昇している地区が増加したと分析。

商業地では、横ばいから上昇に転じた地区が3地区あり、下落に転じた地区が1地区あった。商業地では、新型コロナウイルス感染症の影響により、下落している地区があるものの、再開発事業の進展等により、上昇に転じた地区がある。

[報道発表資料：国土交通省](#)